



2026年度 学校経営方針

町田市立忠生中学校 校長 高橋 博幸

1 はじめに

(1) 忠生中学校

教育は生徒の「人格の完成」を目指して行う営みです。学校では、生徒が夢や希望をもちながら自分の力を精一杯出して、より高い目標に向かって挑戦していくことが大切です。

学習指導要領には「一人一人の生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすること」と示されています。このことを踏まえながら、本校では、生徒にかかわる全ての人(教職員・保護者・地域等)が常に生徒の成長に関する共通理解・共通認識を図り、教職員間、生徒間、教職員と生徒、保護者や地域等との双方向の温かな関係を築いていくことでよりよい学校組織を構築し、各教職員がその組織の一員としての自信と自覚をもって教育活動を推進しその実現を図ります。

2026年度は、「子どもの数は命の数 ～生徒が主役で、笑顔いっぱい光り輝く学校～」をスローガンに全教職員が「チーム忠中」で邁進します。

忠生中学校のスローガン

子どもの数は命の数 ～生徒が主役で、笑顔いっぱい光り輝く学校～

(2) すべての生徒が笑顔に溢れ、明るく楽しい学校生活を送れる基盤を確立する

人権尊重の精神に基づき、いじめや偏見・差別等による人権侵害を許さず不登校の未然防止に努め、教師が生徒に寄り添った指導を実践します。

(3) 「公教育」の視点をもつ

公教育の使命の一つに「どの地域のどの学校に通っても同じく質の高い教育が受けられること」が挙げられます。その実現のため、日本国憲法・教育基本法をはじめ、関係法規及び東京都教育委員会の「東京都教育ビジョン」並びに町田市教育委員会の教育目標及び「町田市教育プラン24-28」を踏まえるとともに、教育課程の基準である学習指導要領を基盤とした公教育を行います。

(4) 生徒のよりよい成長を促す

生徒一人一人が「自らの夢や希望をもつこと」、さらに「その実現に向け努力していくこと」を支える教育活動の実現を図るために、「真に生徒のためになるか」を判断の基準として、全教職員の一一致協力による教育課程の編成・実施に取り組みます。

(5) ふるさとの町田市及び忠生中学校を誇りに思う気持ちを育てる

生徒たちは中学卒業後、それぞれの進路先に旅立っていきます。本校の特色ある教育活動を、生徒自身さらには保護者・地域の方々に理解、協力していただき、生徒たちが忠生中学校で学んだことを誇りに思い、「ふるさと町田」を大切に思えるような教育活動を充実させます。

2 教育目標

人格の完成を目指して

- ・知性を磨き高い学力をつける(自ら学び、課題を解決できる生徒)
- 心情を培い正しい判断力をつける(高い規範意識をもち、正しい判断ができる生徒)
- ・意志を鍛えたくましい実践力をつける(自ら心と体を鍛え、目標に向かって主体的に取り組む生徒)

3 目指す学校像

○ 目指す学校の姿

- ① 全ての教職員がチームただおとして組織的に協働する学校
- ② 生徒の人権や個性が尊重され、一人一人が真に大切にされる学校
- ③ 生徒が生き生きと学び活動し、生徒の笑顔があふれる学校
- ④ 保護者が信頼して子どもを任せられる安全・安心な学校
- ⑤ 地域が誇れる、明るく開かれ親しみのもてる学校

○ 目指す生徒の姿

- ① 自他の生命を尊重し、たくましく生きる生徒 … **自他尊重**
- ② 自ら考え判断し、行動できる生徒 … **自学創造**
- ③ きまりや規律を重んじ、社会性を身に付ける生徒 … **自主自律**

○ 目指す教師の姿

- ① **教育目標・学校経営方針のもと、全教職員一丸となって全生徒を育てる(チームただおの一員)**
→教職員の自己申告書は、学校経営方針及び学校経営計画に合わせ、チームで生徒の育成を図る。
- ② 時代のニーズにあった研究・修養に励み、意識・行動改革を図る教師(向上心)
- ③ 校内全般の整理・整頓、机上整理を徹底し、新校舎を美しく保つ教師(美しい環境)
- ④ 生徒の人権を尊重し、生徒に寄り添い、共に考え、生徒の自己実現を支える教師(生徒愛)
- ⑤ プロ教師として、自身の指導力を伸ばし、協調性のある教師(**職場の和を大切に**する)

4 今年度の具体的な取組

(1) 社会に開かれた教育課程の実現

◎保護者や地域から信頼される学校づくり

◎保護者や地域との双方向による連携体制の構築

- ① コミュニティ・スクールとして、学校運営協議会を年間5回以上設定し、学校が地域の方々と一緒に目標やビジョンを共有する。また、本校の教育方針・教育活動等を保護者や地域の方々へ正しく理解していただくための学校公開の設定、保護者会・各種お便り・学校ホームページ(経営支援本部を中心に)等を活用し、積極的に情報発信する。
- ② 経営支援本部を中心に、地域人材や地域環境を積極的に活用した「ただお塾(放課後学習教室)」、「花*花サークル」「ほっとる一む(生徒の居場所づくり)」等を推進する。
- ③ 保護者との連携体制を構築するために、保護者への連絡・相談を誠実に且つ細やかに行い、迅速に対応する。
- ④ 生徒及び教職員が地域行事等(忠生子どもフェスティバル、忠生市民センターまつり、忠生マラソン祭り)へ積極的に参加する。また、生徒会における自治的活動や、校内・地域・連携小学校等での自発的なボランティア活動を通して、学校及び地域社会に構成員の一員として主体的に参画し、貢献しようとする態度を育成する。
- ⑤ 小中連携の充実(共有と共通実践)を図るために授業交流や研究授業の交流を推進する。授業参観を通して互いの児童生徒の実態を観察し、共有と共通実践を推進する。

(2) 健やかな体の育成

◎信頼して子どもを任せられる安全・安心な学校

◎体力向上に向けた取組の推進

- ① 自他の生命を大切にする気持ちや人権尊重の精神を育む指導を最優先する。
- ② 生活指導部を中心に危機管理情報を校内で共有し、迅速に対応する。いじめ発生時は「学校いじめ対応チーム」を早急に開催する。
- ③ 基本的な生活習慣等の大切さを自覚させるうえで、「安全教育プログラム」「SNS東京ルール」等を活用し、健康な心身と忍耐力をもてる生徒を育てる。
- ④ 熱中症事故の未然防止を徹底し、保健体育科の授業や学校行事・部活動等の指導を通して、生徒が運動に親しむ機会を確保する。
- ⑤ 体育の授業や体育的行事、部活動、昼休みの外遊び等、教育活動全体を通して体力・健康づくりを進める活動を充実させる。
- ⑥ 生徒の自己実現の場の一つとして部活動を適切に実施し、達成感・充実感を体験させ、忍耐力・協調性等を育み、学校生活への意欲を高める。
- ⑦ 「安全教育プログラム」を活用した年間指導計画に基づき、毎月の安全指導日で生活指導だよりによる生活・交通・災害の3領域の指導を徹底する。Jアラート発令時や二次避難場所の対応を確認し、訓練で実践する。また、浸水及び土砂災害を想定した避難確保計画に基づいた訓練（引き渡し）を実施する。

(3) 豊かな心の涵養

◎人権尊重の理念を理解した適切な指導の徹底

◎すべての生徒を対象とする特別支援教育の推進

- ① 自他の生命を大切にす
- ② いかなる理由があっても暴力による解決を否定し、一人の人間を尊重して社会の平和に参画できる生徒を育むために平和教育を推進する。そのために平和教育に関するゲストティーチャー（原爆被害の語り部さん等）を招き、体験談を聞き平和への意識を高める。
- ③ 「特別の教科 道徳」を中心に、学校の教育活動全体を通して心の教育を推進する。こうした取組を通して、生徒に自他の人権を尊重し、多様性を肯定的に受容する高い人権意識を育み、自ら考え、他者と協働できる豊かな心と思いやりのある生徒を育てる。
- ④ 年度初めの二者面談や毎月の心のアンケート、年2回の三者面談、Q-U等により、生徒理解や人間関係の把握に努め、いじめやいやがらせ等の早期発見につなげ、学校いじめ対応チームを中心とした迅速かつ組織的な取組を推進する。
- ⑤ 特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会の充実を図り、保護者・関係機関等と連携し、生活や学習上の困難の克服・改善に向けた指導・支援を全教職員が共通理解し実践する。
- ⑥ 通常の学級とサポートルーム・ホットルームの連携を強化し、組織的な校内支援体制の充実・発展を図る。また、不登校生徒等に対しては、スクールカウンセラーや関係機関と連携し、個々の実情に即して組織的に対応する。
- ⑦ 年間3回以上、町田市特別支援教育ハンドブックを活用した特別支援教育に関する校内研修会を実施し、合理的配慮を踏まえた適切な指導や支援、ユニバーサルデザインの視点に基づいた指導力の向上及び、学習環境の整備に取り組む。

(4) 確かな学力の育成

◎「学び続ける力」を育むための授業改善

◎生徒の学習意欲の向上

- ① 授業改革研修を実施し、研修終了半年後に振り返りを行い、生徒が自己の特性や進度・意欲に合わせ、自身で計画を立てて学習できるような「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改革を図る。また、日々の授業実践の中で、生徒が選択できる場面を意図的に設定するとともに、町田市スタンダード授業改革シートを活用し、授業をデザインする8つの取組及び6つの選択を意識して授業をつくる。
- ② 授業を大切にし、chromebookの活用及び学習のめあての設定を重点に、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行い、知・徳・体のバランスのよい生徒を育てる。また、話し合い活動は原則として1グループ3人から4人で行う。
- ③ 生徒の学習意欲を高めるための授業改革を図るために、「身に付けさせたい力」を明確にした指導計画・評価計画に基づく意図的・計画的な授業を展開する。授業改革により、生徒一人一人の学力を向上させる授業を実践する。
- ④ 授業をデザインする8つの取組のうち「見通しをもたせる導入」「価値ある対話の共有」「振り返りの設定」「ICT機器の活用」を重点に、生徒が主体的・対話的で深い学びを実現する学習環境を整え、自ら考え、表現する生徒を育てる。
- ⑤ 特別支援教育に関する校内研究を生かし、障がいについての理解、生徒理解、ユニバーサルデザインの視点に基づいた指導力の向上及び、学習環境の整備に取り組む。特に教室環境の整備に力点を置き、美しい教室環境を推進する。
- ⑥ 自尊感情を高めるキャリア教育の推進するために「ただお国際理解プログラム」として、第1学年にTOKYO GLOBAL GATEWAY、第2学年に福島ブリティッシュヒルズ、第3学年に修学旅行でのスピーキング行うなど、外国人との英語体験学習を意図的・計画的に行い、話せる英語教育の充実を図る。
- ⑦ STEAM教育の視点を取り入れた科学教育の充実を図るために、理科や技術科の授業において「感性をはたらかせる学び」と「学びを進めるための手続き」、プログラミング教育を推進する。

(5) 校内研修の推進

◎人権尊重教育の充実及び校内研修の推進

- ① 全ての教職員が校内研究・研修等を通して、人権尊重の理念や人権課題について十分に理解する。また、日常的な指導を通して、規範意識の育成や豊かな人間関係づくり、自尊感情の形成など人権感覚を育成するための指導を行う。学校生活を通じて、教員と生徒、生徒相互間の言語環境を整備する。(具体的には、生徒を呼びすてにせず、〇〇さん、〇〇くんと呼ぶこと。)
- ② 町田市教育委員会特別支援教育モデル校として、誰一人取り残さない授業づくりを研究し、実践する。
- ③ 「誰一人取り残さない授業づくり～学校全体で取り組むポジティブ行動支援を取り入れて～」を研究テーマに障がい理解教育の充実を図り、「心のバリアフリー」を推進する。
- ④ 学校全体でポジティブ行動支援を取り入れて、生徒の望ましい行動を増やしていく。
- ⑤ 月に1回、若手教員研修を開催し、一人一人の教員に活躍の場があることや、それを通して教員としての力を伸ばしていくことで、若手教員を元気にする。また、教員同士が切磋琢磨できるような学び合いの場を設けることで、チーム力を高める。

(6) 各教職員が協働し、自らの全力を発揮できる環境づくり

- ① 管理職・分掌主任・学年主任等のリーダーシップによる組織体制の構築と組織力の向上
→「組織は互いを助け、高め合う機能」であり、「組織的に対応する」ことが生徒・保護者・地域等からの信頼構築につながることへの理解を促進する。
→管理職・分掌主任・学年主任等への報告・連絡・相談を徹底する。
- ② 労働安全衛生に関する組織づくり及びその活用の推進
→各教職員の定時退勤日(週1日程度)及び、全校一斉定時退勤日(月1日程度)設定による心と体の健康管理を促進する。

(7) 各教職員の意識改革・行動改革・働き方改革を推進

- ① 教員の打合せや会議の効率化を行い、生徒とふれあう時間の確保
→ 全校朝礼や生徒会朝礼の日は、職員朝会は行わず、C4 t hや職員掲示板の効果的な活用による情報伝達及び情報共有する。(生徒に寄り添った指導の充実)
→ 長い時間働くのではなく、集中して仕事をこなし、遅くとも午後7時30分には退勤するなど、仕事の質を向上させられるような働き方改革及びライフ・ワーク・バランスを実践する。
→ 部活動については、「町田市立中学校における部活動の方針」に従い、平日の活動を午後6時までまでに終了する。(平日の活動は2時間以内)それに合わせて、校内の留守番電話を午後6時に設定し、教員の働き方改革を推進する。
- ③ 社会人としての、マナー・モラルを大切にする意識改革・行動改革
→ 社会人としての、校内服務規程や法令を守り、服無事故ゼロを継続していく。
→ 職員室等、校内全般の整理・整頓、机上整理を徹底し、新校舎を美しく保つ、さらに磨きをかけるという意識の高揚を図る。

(8) 服務厳正の徹底、教育公務員としての使命・誇りの自覚

- ① 「体罰」だけではなく、「不適切な指導」「行き過ぎた指導」「暴言等」の根絶
→ 生徒も教職員も体罰等を「しない・させない・ゆるさない」の徹底、校内風土を醸成する。
→ 人権教育プログラムの個別の人権課題「子ども」に基づき、子どもの人権を大切にしたい組織的な指導を徹底し、成績や結果を残すことのみ固執するなどの不適切指導や体罰の防止に努めるなど教育活動の適切な実施を図る。
- ② 教育公務員としての自覚ある行動(服務規律の厳守・学校教育への信頼確保等)
→ 地方公務員法や法令等の遵守及び、生徒の安心・安全を第一とした教育活動の徹底を図る。
→ 全体の奉仕者、さらに社会人としての自覚をもった常識・良識ある行動をとる。
→ 毎月の職員会議を活用して、「服務事故未然防止」のために校長講話やミニ研修を行うことで教職員の意識を向上させる。
→ 教育庁人事部職員課服務班作成の「使命を全うする!~教職員の服務に関するガイドライン~」及び「ふくむニュースレター」等を活用した教職員の服務規律の徹底を図る。